

子ども家庭総合支援拠点の設置について

1 趣旨

増加する児童虐待の対応や要支援・要保護児童等への支援強化を図ることを目的に、専任の有資格者を配置した「子ども家庭総合支援拠点」を令和4年4月に設置するものです。
(設置根拠:児童福祉法第10条の2)

2 宮代町の児童虐待の現状

	宮代町		越谷児相
	通告	相談	通告
H30年度	21	19	49
R1年度	24	40	72
R2年度	28	56	81
R3年度 (12月末)	30	50	(未集計)

【内訳】

- ・心理的虐待 62%
- ・身体的虐待 22%
- ・ネグレクト 15%
- ・性的虐待 1%

※宮代町要保護児童地域対策協議会において取り扱っている世帯(R3.9):23世帯(52名)

3 支援拠点の役割(業務内容)

⇒支援が必要な家庭の早期発見・虐待の未然防止から再発防止までに対応する、地域に根差した包括的かつ継続的な支援を実施

【国要綱】

- ①子ども家庭支援全般に係る業務
⇒実状把握、情報提供、相談対応、包括的支援のための総合調整
- ②要支援児童及び要保護児童並びに特定妊婦等への支援業務
⇒通告受付受理、調査、アセスメント、支援計画作成、支援・指導実施
- ③関係機関との連絡調整
⇒児童相談所、子育て世代包括支援センター等との連携、適切な役割分担
- ④その他の必要な支援
⇒児童相談所による措置解除後の継続的支援等

具体的な取組み～新規又は拡充するもの(例)～

- ・保育園、学校等への訪問(情報収集、保護者への虐待防止の周知)
- ・継続的な支援が必要な家庭等の定期訪問や面談の充実(回数等を増やす)
- ・子どもの見守り強化事業(弁当配布・生活支援)の実施 ※R3 年度から
- ・ヤングケアラーへの対応(調査、支援等)
- ・要保護児童地域対策協議会、子育て世代包括支援センター、児童相談所等の関係機関との連携強化(会議回数を増やす等)

4 実施体制

国要綱の設置基準に基づき、子育て支援課内に新たな担当を設置予定
…常勤職員 2 名、会計年度任用職員 1 名